

 <h1>全国一般評議会</h1> <h1>闘争情報</h1>	<p>No.251 2013. 12. 17</p> <p>東京都千代田区六番町 1 TEL 03-3263-0441 FAX03-5210-7422-5</p>
--	---

全国一般2014春闘中央討論集会開催 賃上げ、労働法制改悪阻止、改憲阻止への取り組みの意思統一はかる

12月14日～15日、東京・「自治労会館」および「都市センターホテル」において、全国から80人が参加し、自治労全国一般評議会2014春闘中央討論集会を開催した。



評議会代表あいさつに立つ大浦議長

冒頭、全国一般評議会を代表して、大浦議長は「現在、私たちは、労働法制改悪の動きなどに対して、労働組合の枠を超えてたたかう必要がある。そうした課題への対応も含めて、全国一般2014春闘方針について、直近の情勢も踏まえ、本集会以降の議論を通じて、本日示されている方針草案を豊富化させていこう」とあいさつ。また、

自治労本部を代表して柚谷副委員長は「労働法制改悪の動きに対して、自治労本部として、全国一般の皆さんと連携して対応していく。また、皆さん方には、地方連合の中小共闘などに結集しながら、自治労の民間労組の運動をさらに引っ張って行ってほしい」とあいさつした。さらに、自治労公共サービス民間労組評議会の石野議長からは「2014春闘については、連合も久々のベア要求方針を出し、自治労の春闘中央討論集会でも、氏家委員長は『賃上げが最も重要』と述べた。全国一般の皆さんと公共民間労組評とは兄弟のような存在だと思っているが、さらに一緒に頑張っていきたい」と連帯のあいさつがあった。

集会では、亀崎事務局長からの「平均賃上げ要求10,000円以上(賃金カーブ維持分4,500円+格差・配分の歪みの是正分2,500円以上+生活向上分3,000円以上)」を柱とする2014春闘方針草案の提案と三木副議長からの2014春闘調査中間集計結果の報告を受けて、活発な討論が行われた。

討論では、①60歳以降の労働者の賃金水準についての考え方をさらに丁寧に組み立てて認識や取り組み事例の共有化をはかっていくべきとの意見、②団体交渉に社会保険労務士

や弁護士が職場慣行を無視するような形で参加してくるケースへの対応強化を求める意見、③組織化方針の強化を求める意見、④特定秘密保護法廃止への取り組みをはじめ平和運動の強化を求める意見、⑤具体的取り組み事例をもっと加筆すべきとの意見、などがあった。

さらに、参加地方労組からは、組織拡大、非正規雇用労働者の組織化、平和運動、争議などについての取り組み報告が行われた。



青井未帆 学習院大学法務研究科教授

力』)の保持、軍事力を背景とした外交だろう」、「特定秘密保護法は、言論・表現の自由が制限される危険性などと別の問題として、『何が罪に当たるのか』が不明確であり、憲法の定める罪刑法定主義に違反するものである」といった趣旨の発言があり、改憲がなし崩し的に進められてきている状況を解説した。

また、第2日目には、労働法制改悪の動きの強まりを踏まえて、「労働者保護ルール改悪への対応」と題して、連合の新谷信幸総合労働局長からの講演を受けた。講演で、新谷総合局長は、ILOにおいて確立している労働立法過程における政労使三者構成原則が無視された形で、政府部内の者のみの議論によって、労働者保護ルールが改悪される方向(解雇ルール改悪、「解雇の金銭解決」制度導入、解雇がしやすい「ジョブ型正社員(限定正社員)」導入推進、労働者派遣制度改悪、労働時間法制改悪、「国家戦略特区」による労働者保護ルールの適用除外、といった問題)に向かっている状況とその具体的内容について解説した。

また、今回の集会では、2つの講演を受けた。まず、第1日目には、特定秘密保護法の成立や、集团的自衛権の行使を可能にしようとする動きの強まりなどを踏まえて、「実質的にすすむ憲法改正の動きと課題」と題して、学習院大学法務研究科の青井未帆教授からの講演を受けた。青井教授からは、「自民党の出した『日本国憲法改正草案』および現行憲法違反の『国家安全保障基本法』制定構想のもとに、『日本版NSC』や特定秘密保護法があるとみることができる。その行き着くところは『国防軍』(現行憲法の禁ずる『戦



新谷信幸 連合総合労働局長